

令和2年度 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 第1回会議録

内容承認	会長承認		
公開・非公開の別	公開	議事録の形式	要点記録
会 議 名	岸和田市人権尊重のまちづくり審議会(第1回)		
日 時	令和2年7月 15 日(水)午後2時～4時		
場 所	岸和田市庁舎 4階 第2委員会室		
出席委員	上杉委員(会長)、石元委員(副会長)、副島委員、高松委員、奈良岡委員、森垣委員、野口委員、宮前委員、松本委員、殿本委員、小西委員、谷委員、西野委員 (以上 13 名出席 欠席2名)		
事 務 局	春木市民環境部長、小堀人権・男女共同参画課長、河内参事、古森担当員、辻村担当員		
関 係 者	人権教育課池本指導主事		
傍聴人数	0人		
次 第	・岸和田市人権施策基本方針改訂について答申 ・人権問題に関する市民意識調査について		
配布資料	・次第 ・岸和田市人権施策基本方針の改訂について(答申)(案)…5月資料1 ・スケジュールについて…5月資料2 ・人権問題に関する市民意識調査 調査票(案)への指摘と修正案…5月資料3 ・人権問題に関する市民意識調査 調査票(案)見え消し版…5月資料4 ・答申案の最終修正について…7月資料1 ・人権問題に関する市民意識調査 調査票(案)への指摘と修正…7月資料2 ・人権問題に関する市民意識調査 調査票(案)見え消し版…7月資料3 ・人権問題に関する市民意識調査 調査票(案)溶け込み版…7月資料4 ・参考資料 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会名簿 岸和田市手話言語条例 「ヘイトスピーチ、許さない。」チラシ		

<議題等>

1. 議題

【案件】

- ①岸和田市人権施策基本方針改訂について答申
- ②人権問題に関する市民意識調査について
 - ・令和元年度第3回審議会後の調査票(案)の修正について

<概要>

【会 長】

皆様こんにちは。本来であれば3月の25日に審議会を開催し、人権施策基本方針の改訂の答申を市長に対して行う予定でしたが、コロナウイルスの影響により今日に伸びてしまいました。

今日は答申を行うとともに、前回、途中までご審議いただいていた、今年の秋に実施する予定の調査票の内容についてご審議いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に本日の審議会の出欠状況、また、傍聴について事務局からご報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします

【事務局】

それでは、私から、4点、ご報告させていただきます。

まず、会議成立の要件でございます。本日、高田委員、吉田委員は所用のため欠席とのご連絡をいただいております。また、1名の方がまだ到着しておりませんが、過半数の委員が出席されていますので、岸和田市人権尊重のまちづくり審議会規則第5条により、開催が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、この審議会は、岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例施行規則に則り、公開となっておりますので傍聴席を設けておりますが、本日、傍聴の方はいらっしゃいません。

また、本日の会議録は、後日、市のホームページで公開するとともに、市の情報公開コーナーに設置させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、この審議会は、岸和田市人権尊重のまちづくり審議会規則第6条及び第8条により、関係者の出席が可能となっております。本日は、岸和田市教育委員会 人権教育課の職員も出席させていただいております。皆様、よろしくお願いいたします。私からの報告は以上でございます。

【会 長】

ありがとうございました。それでは、これより審議に入ります。

本日の案件ですが、大きく2点ございます。岸和田市人権施策基本方針の改訂に対する答申を市長に対して行うということ。2点目は、人権問題に関する市民意識調査の調査票(案)を作成するということでございます。

人権施策基本方針の方でございますけれども、この答申書につきましては、2月3日の会議で意見を頂戴したものを、会長、事務局の方でまとめるようにということで、その作業を進めていた訳でございますけれども先ほど申しましたようにコロナウイルスの影響で、この会議そのものが延び、答申も延ばさざるを得なかったということがございます。

審議の結果をまとめたものを答申書とする訳でございますけれども、この間の時間的な経過の中で若干修正しなければならないところがございまして、本日それをご報告して、修正した内容で市長に答申するということになることとお断りしておきたいと思っております。それには副会長の方からも色々ご示唆をいただいたところでございます。

では、この答申案の最終修正について、資料1をご覧くださいと思います。

《 答申案の最終修正について…7月資料1を説明 》

それでは市長においでいただいて、答申書をお渡しするということでよろしゅうございますか。

【委 員】

最初に事務局から、挙手とお名前をおっしゃってからご発言を、とのお話がありました。会長もご発言の前に手を挙げて、お名前を言っていただければわかりやすいのですが。

【会 長】

私もですね。手を挙げてですね。はい、わかりました。

【委 員】

私は途中から参加していますので状況がわからないのですが、ご報告の内容についていろんなご尽力を頂いていると思うのですが、聞こえない当事者としてももう少し配慮していただきたい。

1つは、方針に手話に関して書いてあるのですが、聞こえる人の表現方法、身振りとか同じレベルで手話を見てわかる考え方ではなくて、日本語という言語とは別に、見ての言語、手話もありますというふうに分けて、言語という考え方をしていただきたいです。それは世界共通で確認していただいていますので、手話は言語であるということを認めていただいていますので、そういう見方をしていただきたいです。

私たちは平生、手話でコミュニケーションしておりますので、言語の一部ということで手話を盛り込んでいただく。言語としてなかなか自立して見ていただけないのですが、手話も言語であるということを改めてはっきりと盛り込んでいただきたいなと思います。

もう1つ、いろんな市民に対する意識調査をしていくことは非常に良いことだと私は思いますが、ちょっと分からないことがあります。市民に対して、どういうふうな意識を持ってやって行くのか。市役所の仕事に対して市民の権利を守るためにいろいろチェックをする、チェック体制が足りないのかなという気がします。

【会 長】

ありがとうございました。

【事務局】

それでは、上杉会長から永野市長に答申をしていただきたいと思います。上杉会長、よろしくお願いいたします。

【会 長】

平成 30 年 10 月 3 日付けで、岸和田市人権尊重のまちづくり審議会に対しまして「岸和田市人権施策基本方針」の改訂につきまして諮問をいただきました。当審議会におきましては、慎重に検討を行いました結果、別添のとおり答申させていただきたいと思います。

この答申に基づき市におかれましては基本方針を策定されまして、行政全体場で人権問題を解決するための取り組みを進めていただければと思います。それから、社会情勢が変化すること多い訳でございますので、必要な段階におきまして、人権施策基本方針を速やかに改訂していただくということもあわせてお願いしておきます。どうぞよろしくお願いします。

【事務局】

どうもありがとうございました。この後、市長は他の公務がございますので、ここで退席をいたします。それでは引き続き、会長、進行をよろしくお願いします。

【会 長】

今、市長に答申はしましたけれども、この後、どのようなスケジュールになるか事務局の方からご説明いただけますでしょうか。

【事務局】

《 スケジュールについて…5月資料2を説明 》

本日、答申をいただきまして、この後必要な庁内調整、8月以降に議会への報告を経て、10月施行をめざして手続きを進めてまいります。施行後は、概要版も作成し、市民の皆様、委員の皆様のご所属への周知に努めてまいります。

市の各部署、各学校・園に対しては、方針を具体的に進めるための計画の改訂作業がスムーズに行えるよう、働きかけをしてまいります。方針改訂以外のスケジュールにつきましては、後ほどご説明いたします。以上でございます。

【会 長】

今、事務局から説明がありましたけれども、質問があれば手を挙げていただきたいと思います。

先ほど答申しましたのは我々の答申でありまして、この答申に基づいて市の方が基本方針を策定なさる。そして、今度はそれに基づいた計画づくりというのがございます。その計画づくりの時に、多分また我々が関わっていかなければならないということでございます。

先ほどもご発言がございましたように、まだまだ検討しなければならないことがたくさんありますので、計画の方に盛り込めるようにしていくことが必要かと思います。何か質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では次に、意識調査の調査票につきまして審議させていただきたいと思います。

前回までご審議していただきました結果、今日、どう修正するかということで表を出していただいていますので、事務局の方から説明をいただきたいと思います。

【事務局】

まず、意識調査ですが11月実施のためには本日、調査票(案)をほぼ決定し、9月の審議会では微調整程度に収めたいと考えております。

あらかじめ皆様に頂戴したご意見をまとめた「7月資料2と3」に沿ってご説明いたします。もちろん、その他にもご意見をいただければと思いますので、皆様、よろしくお願いいたします。

「7月資料2」ですが、箱の左側が原文とそれに対するご意見、箱の右側が修正案です。なお、網掛け部分は前回もご意見をいただいている項目です。

《 人権問題に関する市民意識調査 調査票(案)への指摘と修正…「7月資料2」、人権問題に関する市民意識調査 調査票(案)見え消し版…「7月資料3」を説明 》

ここで、1点、事務局から文言の追加のお願いでございます。

調査の対象の方を無作為に抽出する基準日を本文中に記載する必要がございました。資料に記載はしてございませんが、適当な場所に令和2年10月何日現在、という文言を記載させていただきます。よろしくお願いいたします。

【委 員】

FAXにかかるとの記載は良いことだと思います。しかし、メールができるならメールも入れていただきたと思うのですが。電話、FAXを持っていない方はメールもそこに載せていただくことがありがたいと思います。

【会 長】

メールは載せていただいていますね。

【事務局】

はい。問い合わせ先という箱の中にメールも書いてございますので、上の文章でもメールについて記載したいと思います。

【会 長】

他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

【委 員】

皆さんにお伺いしたいのですが、資料2の箱の3番、調査票(案)の2ページ間3の④ですが、「学校では権利より義務を果たすことを教える方がいい」という質問ですが、この問いで知りたい部分がこの表現で果たせるのかという事についてご意見をお伺いしたいと思います。

多分、今の問い方ですと「そう思う」と回答する方が多いように思います。当然、権利も必要だけど義務も必要だ、という問い方になっていると思いますが、聞きたいのは、多分、義務を果たさないと権利というものはないんだ、というような誤解というか、それを聞きたいと思うのですが、この聞き方では「そう思う」が多くなって設問としてはどうなのかなと思います。皆さんのご意見をお聞かせいただければと思います。

【会 長】

修正すると本来の意味が失われるんじゃないか、つまり権利と義務をシーソーのように考える人もある訳

ですね。つまり、権利より義務が大事だとか、権利と義務は裏腹という考え方もする人も権利が増せば義務がおろそかになるんじゃないかという考え方もあります。

権利より義務を果たすことを教える方がいいという項目は、いろんな所で聞かれてはいるんですが、この聞き方ではちょっと、という方もあるかとは思いますが、元々の趣旨を活かしながら、どのような案に修正すればいいか、ということですね。

【委 員】

ご指摘のように、ここで言いたいのは、やはり権利は義務が伴うというふうに思っている方が割と多いということですね。権利の行使には責任は伴いますが権利の行使に義務が伴う訳ではないですね。そこを誤解している人がどの程度いるのかを把握しようとすれば、委員がご指摘のように、変えた方があやふやになって、どういうふうに考えて「そう思う」と答えたのかははっきりしなくなるので、「人権には常に義務が伴うので、人権だけ主張して義務をおろそかにするのは良くない」というふうな意見についてどう思うのか、といった方がいいのではないかと思います。

【会 長】

今のご意見はどうでしょうか。

【委 員】

私もそう思います。今、おっしゃいましたように人権というのは義務を必ずしも伴うものではない。

ご説明をいただいたような、義務というよりは、人には自由というものが権利としてはあるんだ、ということの理解を誤っていないかということを挙げていただいた方がより分かりやすいんじゃないかなと思います。

【会 長】

他の方、ご意見はございますか。

【委 員】

権利と義務がセットになっているように誤解をされている人がどの程度いるかということで、それが多ければ市民に対する啓発なり教育の課題というものが見えてくると思いますので、もし変えたとすれば、「人権には常に義務が伴うので、人権だけ主張して義務をおろそかにするのは良くない」という意見についてどう思うのか、というふうに聞いてみてはどうかと思います。

【会 長】

よろしいでしょうか。ここは、修正の修正ということになります。他に何かございますか。だんじりの問題もありますが、よろしゅうございますか。

【委 員】

箱の8番、調査票(案)2ページの問3の⑬「同和問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから教育や啓発はしないでほうがいい」という問いですが、5ページの問10に同和問題の解決について質問しているところがあります。その4で、「そっとしておけば自然となくなる」という選択肢がありまして、意味合いとしては同じような内容になってきます。全体的なところで聞くと、また、それはそれで分析が使えたりするのであればここに入れておいてもいいかとは思いますが、この辺りの重なりはいかがでしょうか。

【会 長】

5ページの問10のところに似たような回答の選択肢が入っています。問10の方はどれか1つを選ぶというもので、それに対して2ページの問3の中にある方はそっとしておいた方がいいという考え方をどの程度「そう思う」か、あるいは「思わない」か、という聞き方、その違いがあります。おいた方が良いか、なくすべきかということですね。

【委 員】

補足をさせてください。おいておくのがいいのであれば、問10の方は選ばなかったら分からないもので、問3の方は全員が答える問題なので、おいておいたらいいいと思います。と言いますのも、「そっとしておいた

ら」、「教えない方がいい」ということへの意識というのは、だいたいいろんな意識調査でも3割ぐらいはそういうふうと思う、という方がいらっしゃいます。

それは10年とか15年前、20年前ぐらいの意識と今の意識はほとんど変わらないです。最近の意識調査の結果を見ても、あまり変わらない結果が出ていますが、それに対する教育の啓発というのはあまりありません。という現状から見ると、おいておいた方がいいというふう思うのです。ちょっと重なりが引っかかりましたのでご意見を聞かせていただきました。

【会 長】

はい、ありがとうございました。他に質問、ご意見はありませんでしょうか。

【委 員】

箱の9番です。調査票(案)2ページの問3の⑭で、「差別を受けた人の話を聞く必要がある」というところがありますね。

それに関して削除した方が良くかどうかというご意見ですね。当事者の意見を聞く必要があると私は思います。削除するということはない方がいいかなと思うんです。当事者の意見を聞くことは大事だと思いますので、残した方がいいかなと思います。

【会 長】

残した方がいいんじゃないか、というご意見ですが、「差別されている人の話をきちんと聞く必要がある」、これは削除でいいのではないかというご意見に対して、削除はしない方がいいというご意見が出ました。

それから、原案では「話」ではなくて「意見」に修正した方がいいんじゃないかという考え方もあるということですね。

【委 員】

削除でいいのでは、というのは反対です。カミングアウトして、世の中に出て物申す方もたくさん出てきておられますので、これは削除ではいけないと思います。そして同和問題のことですけれども、寝た子を起こすなという形で同和問題というのは消えていくと思われる方がたくさんいると思うのですが、今、ネットで起こっている問題もありますし、いろんなことがネットで間違った情報が拡散されるんですね。

それを全く知らない人たちが見た時に、正しいと思い込むということがあると思うんです。だから、寝た子を起こすのではなくて、やはり正しいことを教えていかないといけないと思います。

【会 長】

「差別されている人の話をきちんと聞く必要がある」、これは残した方がいいという意見です。これは皆様方、残すということでよろしゅうございますか。「話」と「意見」というのはどちらがいいかという問題はありますが、「話」の方が少し範囲が広いのだけれど、その人がおっしゃることを説明というものを含めて聞くと言うか、「意見」というと少し限定はされてくるという感じなんです。どうでしょう、このまま「話」を聞くということでいいでしょうか。

もう1つおっしゃったのは、そっとしておくということに対する意見を聞くという質問でございます。これは大事だということになる訳ですね。他に何かご意見はございませんか。

【委 員】

先般、7月3日付けの新聞で、職場で差別的文書は違法という事件の判決がありました。岸和田市の某会社の会長さんが職員さんに外国籍の職員さんをヘイトするような文書を回した。あるいは、それに対してさらに人事的な対応を押しつけたというようなことがあって、裁判の結果は人格的利益を侵害する恐れが社会的な許容範囲を超えているということで、民事裁判において100万円の罰金が科された。ものすごい金額だと思います。今までの判例でいうと。人格権をどういうふうに、この問いの中で入れていったらいいのかな。たまたま、これ新聞で見たのですが今、岸和田でこんなことが起こっているのか全く我々は分からなかった。同じようなことを繰り返してはならない、そういう意味での設問を何か入れてもらえたらありがたいかなと思います。

突然でちょっと申し訳ないんですが、職員の方がどういう認識をされているのか、今後、こういうふうにやっていきたいと思われるようなことでも結構です。対応を考えておられたら教えていただきたい。

また、上告するかどうか知りませんが、裁判官が出しておられる人格権の保障といえますか、職場で人格権が認められない、そんなことがあってはならない。これは、住民でなくてもその地域で働く労働者の権利、当然、市が保障していく中の1つだというふうには思いますけどね。

【会 長】

これについて、市の方で何かございますか。

【事務局】

この裁判の件は、当然、事務局の方でも把握はしているところでございます。ただ、これまで係争中でございましたので、今回、一旦、きりがついたとはいえ、係争中でございますので、市としましては見守りを続けていきたいということでございます。

【会 長】

係争中ということがあり、いろんな考え方があると思いますが、すぐに調査票に取り上げることは難しいけれども、この問題はまた考えていかなきゃならないということですね。

【委 員】

私もその判決のことは、よく知っている先生が担当されたので、詳しく判決文を読んでいる訳ではないですが、まだ係争中ということで、これを盛り込んでいいかわからないのですが、相手方が出していたのは、民間企業だからその社風に合うようなもの、社の思想的なところを社員にも強要するのは正当性があるというようなことを言っていたように思いますので、例えば意識調査の中で「ヘイト的な社風でも、社風だとしたら従業員に強要するのは許される範囲内だ」というような設問を入れるとかですね。

ただ、いかんせん、これは係争中なので、市の立場として出し難いということであれば次回に見送るというのも、いいと思います。

【会 長】

係争中ということで出し難いというのであればやむを得ないけども、一般的な表現で出すということもあるのではないかとご意見でした。その辺はどうでしょうか。特にご意見はございませんか。

【委 員】

今の件に関しては、こういう案をいろいろと皆さんご意見いただいた中で、これから進行していくところなので一応ここでは差別問題を取り上げてやっていますので、もう少しこの問題が解決した後に挙げていただきたらと思いますので、今はまだちょっと早いのではないかと私自身は思います。

【会 長】

ちょっと、今回は見送ったほうが、係争中だし、いいのではないかと思います。ただし、これは大事な問題ですから、例えば次回からとかですね、1つの設問にするのがいいんじゃないかと思います。よろしゅうございますか。

【委 員】

3ページの問5の災害の時の障害者の対応のところのお話ですが、どういう意図があってこういう設問をしているのか、ちょっと分からないのですけれども。災害の時の避難所のことなのか、福祉施設のことなのか、公的な場所の避難所の話なのか。障害者が避難をする時にいろいろな配慮や対応ができるという条件を作っていく時に、ここで準備をしていけば対応できないということはなくなるかなと。事前準備があれば、障害がある人は対応できないではなくて準備をしていただければ対応できるので、この設問の意図がわかりづらいのですけど、いかがでしょうか。

【会 長】

質問の意味が分かりにくいということですが、特に災害などの緊急時には障害のある人の対応が後回しに

なってもやむを得ない、というのがどういう場面を想定しているのかということですが、このあたりはどうでしょうか。

【委員】

この問いは、最初は「災害などの緊急時には障害のある人の対応はできなくてもやむを得ない」ということになっていましたが、それを「対応は後回しに変える」ということですが、これは災害などの緊急時に障害者に様々な情報が伝わりにくいということがあり得るのではないかと。それについて、後回しになるというのはやむを得ないというふうに考える市民がどの程度いるのか、ということを知りたいという意図でこういう設問を組み立てていますので、別にこういう意見が正しいと市が言っている訳ではなくて、こういう大変な時は障害者の対応が後回しになってもいいんだというふうに考える市民が、仮に多く現れたらそれは啓発の課題になりますし、そういう人権啓発の課題を見つけようという意図の調査ですので、こういうふうな問い方も出てくるということだと思います。

【委員】

市民に対する啓発というよりも、避難所、公的な施設、どれぐらい日常的に災害弱者に対して支援ができるのか、それがあって初めての設問かなと。それもないまま、行政側が公的な立場として努力がないまま質問をするという、そういう意図が窺えないです。

障害者は災害弱者で捨てても仕方がないというふうな対応、そういう見方になってしまうんですけどね、どうしても。捨ててしまってもいいのか、後回しになってしまうでもいいのか、という聞き方をされるというのが岸和田市として災害弱者に対して、意見を聞かないで平気で進めてしまう、こういう聞き方を市民にしようということがあるのかな、という思いはあるんですよ。そのあたり注意して問題を作してほしい、という要望なんですけれども。

【会長】

ただ今のご意見は、表現そのものが市民に対して1つのマイナス効果を及ぼすのではないかと心配されているということがあります。

【事務局】

委員のおっしゃることはとてもよくわかるのです。事務局としては、平成28年度に障害者差別解消法が施行され、障害がある方への理解促進、差別解消について人権・男女共同参画課と障害者支援課の2課におきまして、様々な啓発などの取り組みを進めてまいりました。

啓発はまだまだ至らないところはあるかと思うのですが、こういう制度ができましたということを市民の皆様にお知らせする中で、事務局の狙いとしては、この設問について「そう思わない」という方が増えていくことを目標に取り組んでいるところでございまして、その周知の度合いを測りたいというのも1つございます。

障害があるからということで差別を受けることがないように、障害のない方と異なる対応にならないように、そういうことを進めていきたいと思っておりますので、それを市民の皆さんにわかっていただきたいという設問でございます

【会長】

今のマイナスの意識というか、問題の意識を持っている人がだんだん減ることをめざしていること、それがまだどれぐらいそういう意識の人がいるかということを確認する項目であるという説明です。

【委員】

市民が災害弱者を支援する担当を持っているのかどうか、分かるんですけども、後回しにする、対応ができないというのは誰のせいというか、それは市の事ですよね。市民が後回しにするという考え方をしているのではなくて、市としてやっぱり弱者にどうしていただけるか、という考え方だと思うんです。市民が後回しにする人がどれくらい、という、そういうことじゃないと思うんですけどね。

【会 長】

このあたりが調査票で問題になるところですね、確かに。市が行う調査として、そういう表現でいいのかというところもある一方で、マイナスの意識を持っている人がまだこれだけあるということを確認したい、そのへんの兼ね合いです。

【委 員】

今、事務局から説明がありましたが、この設問の意図ということ言えば、いわゆる合理的配慮と事前の環境調整がどれだけ市民に浸透しているのかを測りたいということなんでしょうか。それで了解ということであれば、災害とかに関わらなくてもいいんですよ。多分、災害とか緊急時にはより難しくなるので、こういう問い方をしているのですけれど、そういう問いに変えた方が意図としてははっきりするのではないのでしょうか。

【会 長】

表現というか中身の問題も含めて、再検討してはどうかということでございます。

合理的配慮という言葉が出ましたけれど、どれだけ積極的に障害のある人であれ不利益を被らないように、そのところに行きやすいような措置がどれだけなされているかということについて、それをどれだけの人が肯定したり、あるいは否定したりしているのか、その辺を確認られるような別の表現を考えてみてはどうかということです。

【委 員】

例えば、問い方を「災害などの緊急時に、障害のある人の対応が後回しになるのは問題だ」というふうな問い方だったらどうでしょう。

【委 員】

はい、今の問い方だったら。

【会 長】

逆にこれを積極的な表現にして、それに対して賛同する人、賛同しない人がどれぐらいかということを探ねるという形に変えるということによろしいですか。じゃあそのようにさせていただきます。

【委 員】

調査票(案)3ページの問4の選択肢の並び方ですが、「出会ったことがない」の次が「出会ったことがあるが関わったことがない」となっています。並び方としては、「知人にいる」の次が「出会ったことがあるが関わったことがない」で、最後に「出会ったことがない」にした方が答えやすいと思います。

【会 長】

どれだけ自分に近いかということから始まっているのですが、一番最後に「出会ったことがない」というのがありますので「出会ったことはあるが関わったことがない」というのは「知人にいる」の次に、というご意見ですが、よろしいですか。他にございますか。

【委 員】

箱の16番、調査票(案)3ページの問5の⑧で積極的な質問をとということですが、学校や職場で学ぶということと関わるということについて触れてございます。企業の方としましては、障害のある方と一緒に生きていくことが当たり前でありますし、活躍していただく場を積極的に提供するということに心がけております。

という意味では、やはりもう一步踏み込んでいただいて、生きていくことが当たり前というメッセージは出さなくてもいいですが、そういうメッセージ性と質問の意図をもっと理解を深め、時間と労力を費やしてでも、学び理解する機会をつくる、というようなメッセージ性に変えていただくのがいいんじゃないかなと思いました。

【会 長】

問5の一番下の表現をもう少し積極的な表現にした方が良いのではないか、というご意見です。何か具体的な表現はございますか。

【委 員】

こういう言い回しがいいかなとは思ったのですが、メッセージとして時間と労力という言葉は使えないとは思いますが、学んで理解を深めることがいいことだ、というような形にしてもらうのがいいかなと。関わるのは当たり前かなという感じでございます。

【会 長】

障害のある人と積極的に関わるというのはまだちょっと弱いということですね。障害のある人と共に生きる、とかそういう表現が大事だということですね

【委 員】

関わるだけではなくて、一緒に生きていくというメッセージが必要かなと感じています。

【会 長】

そのあたり、工夫させていただくということでよろしゅうございますか。他に何かございますか。

【事務局】

資料2の箱の22の左の欄です。マイクロアグレッションという言葉について、補足説明をお願いいたします。

【委 員】

マイクロアグレッションというのは、別に外国人に対する差別だけではないのですが、小さなというか自覚のない、というふうに受け取っていただけたらと思います。何回も何回も、チクチクと蚊にちょっと刺されるような形で、繰り返し繰り返し行われるもので、無意識の偏見と言うか、例えば黒人はみんな身体能力が高いとか、海外で言いますと日本人はみんな数学が得意だ、勤勉だというようないわゆる決めつけですね。

〇〇は〇〇だ、というような決めつけの中で、それを自然と口に出してしまうというような、そこでなかなか差別というような感じではないので当事者も怒りを出しにくいとか、それを指摘すると、また「思い込みすぎや」とか「いちいち気にするからや」と逆に言われてしまうような内容です。すみません、よかったら補足をお願いします。

【会 長】

特に補足はありませんか。

調査票(案)4ページ、問7-1の中の修正された第4の項目ですか。そこがこれに相当するものとして書かれているが、これでいいかというご意見です。事務局の方で考えられたものですがけれどもいかがでしょうか。

【委 員】

このままでいいと思いますし、先ほどありました岸和田市内の企業が判決を受けた件も、多分この項目でも拾える所はあるのかなと思っています。

その内容というのも、いわゆる在日コリアンの方が本名でいらっしゃるのに、いわゆる韓国やそういったところを誹謗中傷するような「うそつきや」とかそういったものを大量に配布した案件だと認識していますので、いるのにいないように扱う、というのはまさにここで拾えるのではないかというふうに思っています。

【会 長】

今のご意見でよろしゅうございますか。

【委 員】

資料2の箱の17番、調査票(案)4ページの問6の②、「日本の学校に通う外国人の子どもたちに自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある」というところ、「外国人の子弟が自分の母国語を学習する機会を与える」の方がふさわしいかなと思うんですね。

国際親善協会で外国人の両親を持つ子ども達が来ますが、両親の中には就労していて日本語を勉強する時間がなくて、子どもたちは日本の学校へ通っていて、言葉のギャップがでてくるということなので、外国人であれ日本人であれ子どもの人権ということであれば、彼らの母国語を学習する場を保障する必要がある。

必要があるとかないとかではなく、与えることは重要だというふうにすればいいのではないかという提案です。

それから、**資料2**の箱の18番、調査票(案)4ページの間6の③「働いている外国人に、雇用者が、職場で通称名(日本名)の使用を求めるのも仕方がない」という部分ですが、元は、職場が「日本だったら日本名を使え」というふうに強制するというニュアンスだったと思うのですが、この「使用させても問題はない」という修正案はそういうニュアンスではないので、強制とかそういう言葉に変えないと伝わらないのではないかと思います。

資料2の箱の19番ですが、同じ間6の④「日本に住んでいる以上、文化や生活習慣なども日本に合わせることは当然だ」というところ、日本に合わせることでなくて、「日本の文化や生活習慣に合わせる」というふうに語順を変えた方が分かりやすいのではないかと思います。

【会 長】

調査票(案)4ページ、間6の②、③、④に関係したご発言でした。

③は、「使用させても問題はない」ということだと、誰が使用するのかといった問題があります。本人が積極的に使用しているということも含んでしまうということになると元の趣旨に反するので、やはりここは、職場では通称名を強制する、強いる、求めるとかそういう表現にしないといけないということですね。

④は、日本に合わせるというより、日本の文化や生活習慣に合わせるとした方が表現が的確ということですね。

②は、子どもたちを子弟という、ちょっとそのへんは…。

【委 員】

というのは、外国人の子どもたちというと、親が就労で来ている子弟が大半を占めるということなんですね。

ここでは、外国人の子弟がということで、実際そういう学校はある訳です。

【会 長】

「子ども達に」では弱くて「子弟」の方がいいということでしょうか。「子ども」で、差支えはないのではないのでしょうか。

【委 員】

自分の国や民族の言葉、の意味ももうひとつよくわかりません。

【会 長】

母国語というと国の定めた言葉を考えますが、実際には同一国でも民族で異なる言語があったりして、母語ということもあります。母語というのがわかりにくいと思って、国や民族の言葉というふうにしたのかもわかりませんが、今、よく母語という言葉が使われますが。

【委 員】

ちょうどこの「外国の子どもの言語の状況について」というテーマで、シンポジウムの準備をしている時に相当議論になりましたが、母国語と入れると、やはり国といういろんなルーツの子がいるので、両親の国籍だったり、国という言葉が出るとやはりちょっとまずいかなという議論になって、一番わかりやすさという点で最終的に落ちついたのは母語でした。母語という表現が最も分かりやすい範囲で適切なのかなと思うのですが。

【委 員】

一般市民にお願いするアンケートなので、母語と言ってもわからないかもしれないので、母語というのは一般的ではないのでこのままでもかまわないと思うのですが、できれば自分の国や民族の言葉を母語と言うなら母国語といった方がいいと思います。一般市民に対して、ほとんど関心のない方たちに、そんなたくさんいないと思うんですね。その人たちを啓発するには言葉はポイントと思います。

【会 長】

母国語と母語ではちょっと意味が違うということで、何か説明がいるということになります。ですから国や民族の言葉というのが母語ということをしていて、みんなにわかりやすいということであればこのままでもいいんじゃないかと思うのですが。

今おっしゃったのは、もう少し端的に表現できるものがあればということでおっしゃったと思うのですが、このところ、お知恵がありましたらお示しいただきたいと思います。

③、④のところはさっきおっしゃったようにしていった方が私もいいと思います。よろしいでしょうか。

【委 員】

18 番の問6の「雇用者が外国人従業員に通称名、日本名を使用させても構わない」というところですが、社会福祉施設で韓国籍の方がおられました、本人の希望で日本名を名乗っておられました。本人の希望の方がいいんじゃないかなと思います。

それから、箱の 22 番の右の欄、修正(案)の4ですが、順番はどちらでもいいのですが、「職場や地域において」という言葉を入れていただいたらいいかなと思います。

【会 長】

問6の職場での日本語の使用のことですが、職場で本人が希望して使うのはそれは問題ないということにしてしまうと、それでも問題だという人もあるかもしれませんが、ここで問題にしているのは、やはり通称名を使わないといけない、というようにするのをどうなんだろうということです。

後の方ですが、箱の 22 番の問7-1の修正案の選択肢の4で、「特定の国籍や民族の人がいるのに」の前に「地域や職場で」という言葉を入れた方がいいんじゃないかという提案です。そのあたりはよろしゅうございますか。他に何かございますか。

【委 員】

箱の 17 番に追記をしていただければと思うのですが、母国語か母語がという話が出ましたがそれだけではなくて、もちろん言語を保障するということではなくて、子どもたちの学ぶ権利の保障というのは、学校教育も含めて母語だけではなくて国や民族の言葉だけではなくて、学校での学習の権利を保障するというふうに入れてはいかがだと思います。

というのも、今年に入りまして新聞報道でもありましたが、やはりなかなか日本語習得ができない子どもさん達が、障害がないのに特別支援学級の方に振り分けられて、そこできちんとした教育も受けられずにいる状態にあるという記事も出ましたし、そういう全国調査もありましたので、言葉だけではなくて学ぶ権利ということも入れてはいかがかなと思います。

【会 長】

委員がおっしゃったのはもっともな事なんです、ただ、ここは日本の学校に通う外国人の子どもたちに日本語を保障するというのが大事だということですね。しかし、母語のことまで考えないという傾向がありますね。だからそれを特にクローズアップしたと思うのですが。

その中にもう1つ、学ぶ権利の問題を入れるとなると趣旨がちょっと弱まりはしないかと。そのへんはどうでしょう。意味は分かるのですが、それはまた別のところに入れるか何かの必要がありますか。

例えば、ここで言葉とそれから学ぶ権利を保障する、ちょっとすみません、分かりにくいでしょうか。

【委 員】

先ほど申し上げた意見ですが、まずは言語の保障ということを知ることであれば学ぶ権利のところは今回はおいておくということでも構いません。取捨選択だと思いますし、分量の問題も出てくると思います。そのあたりはお任せいたします。

【委 員】

日本に来た子どもたちが勉強する時に、母国語をしっかり分かって日本に来た人と母国語もわからずに日

本語もこれからという子では、母国語をわかって来た子の方が日本語を早く習得できるようです。だから母国語を勉強する機会と日本語というのは両方必要だと思います

【会 長】

お約束の時間が超過してしまいました。大変申し訳ございません。もう1回この調査票に関して論議する時間を持たせていただくということでお許しいただけませんでしょうか。もう1回論議して調査票を仕上げて調査に入るということでよろしゅうございますか。

大変申し訳ございませんけれど、そのようにさせていただきたいと思います。

このあと事務局から連絡があるようです。